

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		保護を要しなくなったときの保護の停止・廃止
根拠条例・規則名		生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さいたま市規則第 43 号）
条 項		第 26 条 第 2 条第 1 項
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合は その理由)	福祉事務所長は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに保護の停止又は廃止を決定する。 停止・廃止の基準は、下記のとおり。  (停止すべきとき) ・ 臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により一時的に保護を必要としなくなった場合で、概ね 6 か月以内に再び保護を要する状態となることが予想されるとき。 ・ 定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が継続することについて確実性を欠くため、若干期間経過観察を要するとき。  (廃止すべきとき) ・ 定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。 ・ 収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、概ね 6 か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。
	設定等年月日	昭和 25 年 5 月 4 日設定 平成 23 年 3 月 31 日最終改正
備 考		